

松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議設置要綱

令和2年4月6日

告示第127号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症対策について、専門的な検討を行うために、松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議（以下「専門者会議」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 専門者会議は、本部長の要請に応じ次に掲げる事項について検討し、本部長に提言をすることができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる地域の諸課題に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門者会議は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策委員会委員
- (2) 教育保育関係者
- (3) 商工観光関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

3 委員の任期は、新型コロナウイルス感染症対策本部解散の日までとする。

(専門部会)

第4条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な検討を行うため、専門者会議内に次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 医療福祉部会
- (2) こども教育部会
- (3) 経済観光部会

2 専門部会にそれぞれ座長を置き、座長は本部長が指名する。

3 座長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 専門部会は、本部長が招集し、座長が会議の議長となる。

(庶務)

第5条 専門者会議の庶務は、健康福祉部健康づくり課、こども部こども育成課、教育部教育政策課及び商工観光部商工課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月6日から施行する。